

## ○京都市医療施設審議会規則

昭和 40 年 7 月 22 日規則第 42 号

## 京都市医療施設審議会規則

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市医療施設審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第 2 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (招集及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

## (補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 143 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 113 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 118 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 8 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 15 日規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。